

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者向け資金繰り支援の 取り扱いを一部停止します

1 資金繰り支援の一部取扱停止

令和2年5月8日(金)までに前橋商工会議所(群馬県信用保証協会 前橋連絡所)及び前橋東部商工会で受け付けた経営安定資金融資案件をもって、項目2「充実内容」のうち、以下の取り扱いを停止します。

- ② 5年間分借入利子全額補助
- ③ 信用保証料全額補助

〈取扱停止の背景〉

- 国が、令和2年度補正予算の成立を前提として、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大する資金繰り支援を打ち出している。
- 国は、都道府県の制度融資を活用した新たな支援制度の取扱開始を5月1日と想定しており、群馬県はそれを視野に入れて準備を進めている。
- 前橋市としても、群馬県に対して早期支援開始を求める要望書を提出した。
- 前橋市独自の資金繰り支援は、より汎用性のある新たな国の資金繰り支援が実施されるまでの間をつなぐ事業者支援として、一定程度の役割を果たした。

2 本市独自の事業者向け資金繰り支援の内容

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上高減少等の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者に対して、事業運営にかかる資金繰りを支援する。

(2) 支援方法(当初)

令和2年2月から9月末日までに「前橋市経営安定資金」の融資実行を受けた事業者を対象に、既存の制度を充実して市内指定金融機関で取り扱う。(令和2年3月23日から取扱開始)

〈経営安定資金〉

- ◆ 融資限度額 30,000千円
- ◆ 資金使途 運転資金
- ◆ 融資期間 7年以内(うち据置1年以内)
- ◆ 融資利率 1.5%(別途、信用保証協会の保証料が必要)

〈充実内容〉

- ① 「前橋市経営安定資金」の融資条件に、直近1か月の売上高が対前年同月比の10%以上減少した事業者を新たに追加
 - ② 借入れ事業者に対して、5年間分の借入利子を前橋市が全額補助
 - ③ 借入れ事業者に対して、信用保証料を前橋市が全額補助
 - ④ 融資期間を7年以内としつつも、特例により最大3年間延長
 - ⑤ 「前橋市経営安定資金」内での借換えが可能となるよう要件を緩和
- ※①④⑤は令和2年9月30日(水)の融資実行分まで継続します。

3 資金繰り支援（経営安定資金）の取扱状況

直近 令和2年4月22日時点の累計承認件数 402件
（融資総額7,181,635千円）

内訳

融資額	承認件数	左の構成比
10,000千円未満	112件	28%
10,000千円～20,000千円未満	86件	21%
20,000千円～30,000千円未満	49件	12%
30,000千円（融資限度額）	155件	39%
合計	402件	100%

<参考> 上記の累計承認に伴う本市の財政負担（見込み）

預託金 3,756,015千円（当初予算計上済・一部補正予算要求予定）

補助金 およそ460,000千円（補正予算要求予定）

担 当 産業政策課 産業政策係

電 話 027-898-6983